

(様式 1－3①)

陸前高田市復興交付金事業計画 復興交付金事業等（陸前高田市交付分）個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1－2①に記載した事業ごとに記載してください。

N.O.	1	事業名	広田・小友・米崎統合中学校整備事業（校舎整備事業）
事業番号	A-1-1	事業実施主体	陸前高田市
交付期間	平成 24 年度～平成 26 年度	総交付対象事業費	503,333（千円）

事業概要

市では、将来の生徒数の推移を見据えながら、生徒の安全と教育環境の充実、まちづくりとの連動を観点として広田中・小友中・米崎中の既存 3 中学校の統合新設を推進する計画としている。

このうち、津波により被災した広田中・小友中分については、災害復旧（安全な場所への移転新築）の対象となるが、津波被災を受けていない米崎中分については災害復旧の対象外となる。

このため、災害復旧の対象外となる米崎中分を本事業によって整備するものである。このうち、平成 24 年度は、基本計画策定を実施する。

なお、現時点で広田中・小友中の災害査定が未了であり、災害復旧分の金額が確定していないため、暫定的に全体事業費の 1/3 を交付対象事業費として計上している（災害査定額確定後に変更申請予定）。

【陸前高田市復興計画における位置づけ】

P45 「2 小中学校の再建と学校教育の充実」

- ・学校再編による統合校の新增築を推進します。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

東日本大震災の被害との関係

広田中・小友中学校は、津波により全壊となるなど甚大な被害を受けた。このことから高台などの安全な場所への移転復旧が必要となった。

また、米崎中学校も地震により学校施設の構造体に被害を受け耐震性能が低下するなどの被害を受けた。

そのため 3 中学校は、最寄りの小学校で学習を始めている。このことから 3 校の学習環境を早期に正常化する必要がある。

関連する災害復旧事業の概要

公立学校施設災害復旧費国庫負担事業において、次のとおり復旧を進める。

- 平成 24 年度米崎中学校を災害復旧事業により修復する。
- 平成 25 年 4 月に 3 校統合し、修復した米崎中校舎を使用する。
- 米崎中の校庭には仮設住宅が立ち並ぶなど適切な学習環境でないことから平成 28 年 4 月からの使用開始に向け新しい学校施設の建設を進める。その際、広田中と小友中の分は、災害復旧事業で、米崎中が加わることで増加する分は、本事業で建設に当たる。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業
事業番号
事業名
直接交付先
基幹事業との関連性

(様式 1－3①)

陸前高田市復興交付金事業計画 復興交付金事業等（陸前高田市交付分）個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1－2①に記載した事業ごとに記載してください。

N.O.	2	事業名	小中学校の体育活動バス運行事業
事業番号	◆A-1-1-1	事業実施主体	陸前高田市
交付期間	平成 24 年度～平成 27 年度	総交付対象事業費	85,768 (千円)

事業概要

東日本大震災により校庭、体育館、プールが使用できなくなった小中学校の体育活動等を市内外近隣施設で実施するため、仮設住宅解消や基幹事業による学校再建までの期間、民間委託により送迎バスを運行する（スクールバス運行は文部科学省の補助事業の対象となるが、体育活動のためのバス運行は補助対象外。）。

<バス運行の対象となる小中学校及び使用不可施設>

高田小：プール、小友小：プール、竹駒小：体育館、第一中：校庭、気仙中：校庭・体育館、広田中：校庭・体育館、小友中：校庭・体育館、米崎中：校庭、横田中：校庭

【陸前高田市復興計画における位置づけ】

P45 「2 小中学校の再建と学校教育の充実」

- 安全・安心となる学校教育の早期正常化のため、学校施設の耐震化（補強）や通学の安全、運動場の確保などの児童生徒の学習環境の早急な整備とともに、放射線等による健康被害への適切な対応を図ります。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

東日本大震災の被害との関係

- 高田小・小友小のプールは、津波により全壊
- 竹駒小の体育館は、地震により半壊
- 気仙中、広田中、小友中の校庭及び体育館は、津波により全壊
- 第一中、米崎中、横田中の校庭は、全域、仮設住宅用地

関連する災害復旧事業の概要

- 高田小、小友小のプール及び竹駒小の体育館は、災害復旧事業により原状復旧する。
- 津波により全壊した広田中、小友中の校庭、体育館、プールは、災害復旧事業により高台に移転新築する。（災害復旧事業完了：平成 27 年度の見込み）

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	A-1-1
事業名	広田・小友・米崎統合中学校整備事業（校舎整備事業）
直接交付先	陸前高田市
基幹事業との関連性	
基幹事業による新たな中学校の整備・供用開始までの期間、近隣の運動場において体育活動を継続することで、通常時に近い教育環境を確保する。	

(様式 1－3①)

陸前高田市復興交付金事業計画 復興交付金事業等（陸前高田市交付分）個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1－2①に記載した事業ごとに記載してください。

N.O.	3	事業名	仮設校庭整備事業
事業番号	◆A-1-1-2	事業実施主体	陸前高田市
交付期間	平成 24 年度	総交付対象事業費	90,000 (千円)

事業概要

被災あるいは応急仮設住宅の建設により、校庭が使用できない米崎小学校、第一中学校、米崎中学校の 3 校を対象に、仮設住宅解消や基幹事業による学校再建までの期間、周辺の民有地を借り上げ、整地することで、仮設校庭を確保する。

整備は平成 24 年度内に行う。

【陸前高田市復興計画における位置づけ】

P45 「2 小中学校の再建と学校教育の充実」

- ・安全・安心となる学校教育の早期正常化のため、学校施設の耐震化（補強）や通学の安全、運動場の確保などの児童生徒の学習環境の早急な整備とともに、放射線等による健康被害への適切な対応を図ります。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

東日本大震災の被害との関係

・被災により校庭が使用できない学校 気仙中・小友中・広田中

・応急仮設住宅の建設により 長部小・広田小・米崎小・矢作小・竹駒小・横田小・
校庭が使用できない学校 第一中・米崎中・横田中

関連する災害復旧事業の概要

被災により校庭が使用できないについては、公立学校災害復旧費国庫負担による復旧を検討している。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	A-1-1
事業名	広田・小友・米崎統合中学校整備事業（校舎整備事業）
直接交付先	陸前高田市

基幹事業との関連性

基幹事業による新たな中学校の整備・供用開始までの期間、近隣に仮設運動場を整備して体育活動等を行うことにより通常時に近い教育環境を確保する。

(様式 1－3①)

陸前高田市復興交付金事業計画 復興交付金事業等（陸前高田市交付分）個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1－2①に記載した事業ごとに記載してください。

N.O.	4	事業名	復興簡易宿泊施設整備事業
事業番号	◆A-1-1-3	事業実施主体	陸前高田市
交付期間	平成 24 年度	総交付対象事業費	82,000 (千円)

事業概要

市内の宿泊施設の大部分が津波で被災し、宿泊容量が激減していることから、津波浸水区域外にある廃校校舎を再活用し、復興支援ボランティアや建設事業者等の宿泊需要に対応した簡易な宿泊施設を緊急に整備する。

また、当該宿泊施設は、今年度は試験的に無償での供用を予定することから、その管理運営費（民間委託）分をあわせて計上する（平成 25 年度以降は有償供用、指定管理者による管理を想定）。

○市震災復興計画の（P52）に「3 観光施設等の整備」の項に、「道の駅やスポーツ施設、宿泊施設、海水浴場等の整備促進を図ります。」と記載。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

東日本大震災の被害との関係

大震災により、市内で営業していた宿泊施設 19 施設のうち、12 施設が津波で全壊したほか、県営のオートキャンプ場も災害応急仮設住宅が建設されるなど、市内での宿泊容量が極端に減少した。

災害復興に係る市内宿泊の需要が非常に高い一方で、市街地への宿泊施設の整備には、区画整理事業の実施など、時間を要することから、浸水区域外への宿泊施設整備が急務である。

関連する災害復旧事業の概要

なし。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	A-1-1
事業名	広田・小友・米崎統合中学校整備事業（校舎整備事業）
直接交付先	陸前高田市

基幹事業との関連性

市内の復興事業は平成 24 年度から本格的に事業化される予定であるが、事業を円滑に推進するためには、事業従事者向けの簡易かつ低廉な宿舎の確保が急務となっている。

このため、先に統廃合されて遊休施設となっている旧矢作小学校校舎を活用し、あわせて今後統廃合が予定される学校校舎の有効活用のモデルとする。

(様式 1－3①)

陸前高田市復興交付金事業計画 復興交付金事業等（陸前高田市交付分）個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1－2①に記載した事業ごとに記載してください。

N.O.	5	事業名	広田・小友・米崎統合中学校整備事業（用地取得事業）
事業番号	◆A-1-1-3	事業実施主体	陸前高田市
交付期間	平成 24 年度～平成 26 年度	総交付対象事業費	1,863,334（千円）

事業概要

将来の生徒数の推移を見据えながら、生徒の安全と教育環境の充実、まちづくりとの連動を観点として広田中・小友中・米崎中の統合中学校の再編を推進する。

津波により被災した広田中・小友中分については、安全な場所への移転新築の災害復旧事業対象となるが、津波の被災を受けていない米崎中分については、対象外となる。

そのため本事業は、米崎中分の校庭の増加する分について測量、用地買収等を行うものである。

なお、現時点では広田中・小友中の災害査定が未了であり、災害復旧分の金額が確定していないため、暫定的に全体事業費の 1/3 を交付対象事業費として計上している（災害査定額確定後に変更申請予定）。

【復興計画における位置づけ】

第 2 部基本計画 第 3 章まちづくりの目標別計画の推進 第 3 市民の暮らしが安定したまちづくり

- ・学校再編による統合校の新增築を推進します。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

東日本大震災の被害との関係

広田中、小友中学校は、津波により全壊となるなど甚大な被害を受けた。このことから高台などの安全な場所への移転復旧が必要となった。

また、米崎中学校も地震により学校施設の構造体に被害を受け耐震性能が低下するなどの被害を受けた。

そのため 3 中学校は、最寄りの小学校で学習を始めている。このことから 3 校の学習環境を早期に正常化する必要がある。

関連する災害復旧事業の概要

公立学校施設災害復旧費国庫負担事業において、次のとおり復旧を進める。

- 1 平成 24 年度米崎中学校を災害復旧事業により修復する。
- 2 平成 25 年 4 月に 3 校統合し、修復した米崎中校舎を使用する。
- 3 米崎中の校庭には仮設住宅が立ち並ぶなど適切な学習環境でないことから平成 28 年 4 月からの使用開始に向け新しい学校施設の建設を進める。その際、広田中と小友中の分は、災害復旧事業で、米崎中が加わることで増加する分は、本事業で建設に当たる。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	A-1-1
事業名	広田・小友・米崎統合中学校整備事業（校舎整備事業）
直接交付先	陸前高田市
基幹事業との関連性	
基幹事業で建設する学校の用地取得・造成にかかる事業である。	

(様式 1－3①)

陸前高田市復興交付金事業計画 復興交付金事業等（陸前高田市交付分）個票

平成 24 年 3 月時点

NO.	6	事業名	広田小学校屋内運動場耐震補強工事
事業番号	A-2-1	事業実施主体	陸前高田市
交付期間	平成 24 年度	総交付対象事業費	20,000 (千円)
事業概要			
<p>広田小学校屋内運動場は、避難所として指定されているが現行基準による安全な耐震基準を満たしていない状況にある。このため、耐震改修を行うことで、教育環境の適切な改善を進め、安全・安心な施設として、避難所や避難者に対する支援物資の供給場所として活用する。</p> <p>なお、同屋内運動場の耐震診断・耐震補強計画については審査機関の評定を受けた後、22 年度までに設計を終えている。また、東日本大震災による被害の判定については、専門家による被災度区分判定による確実なものである。</p>			
【陸前高田市復興計画における位置づけ】			
P45 「2 小中学校の再建と学校教育の充実」			
・安全・安心となる学校教育の早期正常化のため、学校施設の耐震化（補強）や通学の安全、運動場の確保などの児童生徒の学習環境の早急な整備とともに、放射線等による健康被害への適切な対応を図ります。			
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください			
東日本大震災の被害との関係			
<p>広田小学校屋内運動場は東日本大震災の際の避難所となった施設である。東日本大震災では構造体への被害は生じなかったものの、現行の耐震基準による耐震性能を備えていないことから、今後の震災等に備えて補強する必要がある。</p>			
関連する災害復旧事業の概要			
なし（当該屋内運動場自体は今回震災による被害を受けていないことから、災害復旧事業の対象外）			

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
直接交付先	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3①)

陸前高田市復興交付金事業計画 復興交付金事業等（陸前高田市交付分）個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1－2①に記載した事業ごとに記載してください。

N.O.	7	事業名	復興事業地理蔵文化財発掘調査事業
事業番号	A-4-1		事業実施主体 陸前高田市(生涯学習課)
交付期間	平成 24 年度～平成 27 年度		総交付対象事業費 30,375 (千円)
事業概要			
復興事業に関連した個人開発等に係る遺跡の試掘調査及び遺物等に係る整理、記録を継続的に行う。 平成 24 年度については、現在、市民から照会を受けている「堂の前遺跡」(調査面積: 約 3,000 m ² 、層厚: 0.8m) を調査対象とする予定である。			
【陸前高田市復興計画における位置づけ】 P43 「4 芸術・文化行政の推進」 ・芸術・文化の振興及び文化財の保護と活用に努めます。			
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください			
東日本大震災の被害との関係			
今般の大震災及び津波により、当市全体が甚大な被害を受け、市街地の大半を再構築せざるを得ない事態となっている。 復興事業や個人開発等に際しては、用地の選定・確保のうえで、埋蔵文化財発掘調査が必須となることから、広範囲にわたり、継続的な調査に対応していく必要がある。			
関連する災害復旧事業の概要			
(なし)			

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
直接交付先	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3①)

陸前高田市復興交付金事業計画 復興交付金事業等（陸前高田市交付分）個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1－2①に記載した事業ごとに記載してください。

N.O.	8	事業名	水産業共同利用施設復興整備事業
事業番号	C-7-1	事業実施主体	市
交付期間	平成 24 年度	総交付対象事業費	1,010,000 (千円)

事業概要

漁業・水産業の早期復興を図るため、長部漁港水産加工団地をはじめ長部漁港及び脇之沢漁港の背後地への民間団体における水産加工流通施設の整備を促進する（用地の確保は、漁港占用、借地、自費購入）。

このうち、平成 24 年度は雇用人数の見込みが明確であり、早期に地域雇用の確保が見込まれる以下の 3 施設について事業化する。

<冷凍・冷蔵庫> 900 m²、10 人雇用想定 : 253 百万円

<冷凍・冷蔵庫> 900 m²、10 人雇用想定 : 253 百万円

<加工場> 2,800 m²、50 人雇用想定 : 504 百万円

【陸前高田市復興計画における位置づけ】

P23 第 1 章 復興の重点計画の推進「第9 漁港後背地等を活用した水産関連業務団地の形成」

・長部漁港水産加工団地の復旧を図るとともに、広田、長部、脇之沢漁港後背地を活用した水産関連業務団地の形成を図ります。

東日本大震災の被害との関係

津波により市内各漁港付近の水産加工流通施設等は全壊した。

<被災状況> 漁協（水産施設）：被害額 62 億円

民間企業 : 加工場 3 棟、冷凍・冷蔵庫 2 棟全壊

その他民間企業 : 計 4 棟 加工場全壊

関連する災害復旧事業の概要

漁協の共同利用施設は、水産庁事業である「水産業共同利用施設復旧支援事業」等により復旧整備を計画している。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業
事業番号
事業名
直接交付先
基幹事業との関連性

(様式 1－3①)

陸前高田市復興交付金事業計画 復興交付金事業等（陸前高田市交付分）個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1－2①に記載した事業ごとに記載してください。

N.O.	9	事業名	災害公営住宅整備事業（下和野地区）
事業番号	D-4-1	事業実施主体	陸前高田市
交付期間	平成 24 年度～平成 25 年度	総交付対象事業費	2,797,500（千円）

事業概要

仮設住宅を退去した後の被災者向け住宅として災害公営住宅の整備を推進する。

市内 6 地区に合計 1,000 戸程度の災害公営住宅の整備を県と協力して行う。このうち市営分として平成 27 年度までに 300 戸を整備する（平成 24～25 年度：120 戸、平成 25～26 年度：120 戸、平成 26～27 年度：60 戸）。

平成 24 年度は、高田町下和野地区に整備する 120 戸分の災害公営住宅について、用地買収、測量調査設計、宅地造成工事を行い、一部建築工事も着手し、平成 25 年度中の完成を目指す。

なお、当該事業は、「陸前高田市震災復興計画」P38 に以下の通り記載されているところ。

「目標別計画 第 3 市民の暮らしが安定したまちづくり 復興基本政策 1 安全で恒久的な住宅の確保を促進する」

- ・仮設住宅を退去後の住宅について、公営住宅の整備を推進するとともに、既存の住宅については、建築物の長寿命化を図ります。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

東日本大震災の被害との関係

本市では東日本大震災の津波により、沿岸部、低地市街地を中心に約 4,000 世帯が被災しており、市内には 2,000 戸を超える仮設住宅が整備されているが、災害救助法では仮設住宅の使用期間が 2 年間と規定されていることから、これら住宅を失った被災者の居住の安定確保を図るため、住宅用地の取得、造成等を行い、恒久的な災害公営住宅を整備する。

公営住宅法に基づく滅失戸数 3,582 戸

災害公営住宅建設可能戸数 1,791 戸

関連する災害復旧事業の概要

市内において、被災した市営住宅もあるが災害復旧工事は行わず、災害公営住宅への入居を促進する。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業
事業番号
事業名
直接交付先
基幹事業との関連性

(様式 1－3①)

陸前高田市復興交付金事業計画 復興交付金事業等（陸前高田市交付分）個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1－2①に記載した事業ごとに記載してください。

N.O.	10	事業名	津波復興拠点整備事業〔高田東地区〕
事業番号	D-15-1	事業実施主体	陸前高田市
交付期間	平成 24 年度～平成 25 年度	総交付対象事業費	912,780 (千円)

事業概要

避難所のひとつであった市民体育館が、東日本大震災による津波により全壊したことから、市民体育館を津波被害の恐れのない高台に移転するとともに、災害時の避難場所としての機能を強化し、災害備蓄食料や災害用物品を備蓄するための地下保管庫を備えた津波防災施設として整備する。あわせて、避難場所となる広場を一体的に整備することにより、災害に強い安全なまちづくりに向け、高田地区における東側の津波防災拠点を整備する。

なお、当該地区は震災復興計画の重点計画のひとつに掲げた「水上山麓地区・健康と教育の森ゾーンの形成」エリアに位置することから、スポーツ、イベント等の交流ができる新しい体育館等を整備し、市民の健康増進に寄与する拠点とすることにより、平常時においては多くの市民に利用される場とし、非常時における避難場所としての認知度を向上する。

平成 24 年度は、整備計画、都市計画決定、測量・造成実施設計及び用地買収を行う。

■開発区域 約 18.8ha

■整備施設：総合体育館（温水プール含む）、防災公園（駐車場）、住宅施設、道路、緑地

なお、当該事業は「陸前高田市震災復興計画」P18、P44 に以下の通り記載されているところ。

「基本計画 復興の重点計画 第 4 水上山麓地区・健康と教育の森ゾーンの形成」

・市民の生涯教育や健康づくりを促進するため、保健医療福祉総合エリアの創設、県立高等学校、(仮称)市民総合体育館を集積するなど「健康と教育の森ゾーン」の整備を進めます。

「目標別計画 第 3 市民の暮らしが安定したまちづくり 復興基本政策 5 通年型の総合的なスポーツ公園の整備及びスポーツ環境の充実を図る」

・体育館施設は、武道館や温水プール等、総合的な体育館として(仮称)市民総合体育館の整備を高台に検討します。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

東日本大震災の被害との関係

避難所のひとつであった市民体育館は、東日本大震災による津波により全壊し、同体育館に避難した多くの市民が犠牲となったことから、災害備蓄庫を備えた総合体育館を津波の恐れのない高台に移転整備する。あわせて、同じく津波により全壊した海洋センター（温水プール）を併設することにより総合的な市民の健康づくり等の拠点を整備するものである。

(従前施設の概要)

・市民体育館（敷地面積 19,401.36 m²、延床面積 4,191.80 m²、収容人数 3,000 人：固定席 960 人）
・海洋センター（敷地面積 9,448 m²、延床面積 1,581.70 m²、25m × 6 コース、幼児プール等）

関連する災害復旧事業の概要

該当なし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業
事業番号
事業名
直接交付先
基幹事業との関連性

(様式 1－3①)

陸前高田市復興交付金事業計画 復興交付金事業等（陸前高田市交付分）個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1－2②に記載した事業ごとに記載してください。

N.O.	11	事業名	津波復興拠点整備事業〔高田西地区〕
事業番号	D-15-2	事業実施主体	陸前高田市
交付期間	平成 24 年度～平成 26 年度	総交付対象事業費	1,925,919 (千円)

事業概要

災害時はもとより平時においても市民生活に必要不可欠な消防庁舎が津波により被災したことから高台への整備を進めるとともに、災害時の救護救援施設としての活用を図るコミュニティセンター、避難場所となる多目的ひろば等を一体的に整備することにより災害に強い安全なまちづくりを進める。また、早期復興に向けた災害公営住宅もあわせて整備する。消防庁舎については災害復旧費補助金により施設復旧を行うが、不足分を本交付金で充当する。

■事業区域面積：約 93,100 m²

■整備施設：消防庁舎、警察署、コミュニティセンター、多目的ひろば、災害公営住宅等
平成 24 年度については、都市計画決定に係る手続き、コミュニティセンター建築設計を実施する。測量調査、買収、造成工事は、岩手県土地開発公社と実施協定を締結し、同公社が実施。

なお当該事業は「陸前高田市震災復興計画」P31 以下通り記載されているところ。

「目標別計画 第 1 災害に強い安全なまちづくり 復興基本政策 3 大津波災害の教訓を踏まえた救援・救護体制を構築する」

- ・消防庁舎を高台へ建設し、災害時に迅速な対応がとれる消防救急体制を確立します。
- ・災害時において、物資受入、集配、応急要員の集積、宿泊、被災者用物資、資機材の備蓄、広域医療搬送、災害対策本部の代替機能等を有する広域的な防災拠点等を整備します。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

東日本大震災の被害との関係

大震災により全壊した消防庁舎は災害時に重要な機能を担う施設であり、災害復旧費補助金を活用し、津波被害の恐れのない安全な高台に移転し、防災拠点を形成する。

また、コミュニティセンターについても防災拠点の機能を有する施設となることから安全な高台に移転整備することが望ましい。なお、本センターはシンガポールからの指定寄付金を活用して整備を行うものであるが、不足分について本交付金を活用し、避難施設として防災拠点を形成する。

以上のことから、本事業は被災した市全体及び高田地区の復興のために必要な事業である。

関連する災害復旧事業の概要

消防防災施設災害復旧費補助金

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業
事業番号
事業名
直接交付先
基幹事業との関連性

(様式 1－3①)

陸前高田市復興交付金事業計画 復興交付金事業等（陸前高田市交付分）個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1－2①に記載した事業ごとに記載してください。

N.O.	12	事業名	都市再生区画整理事業（都市再生事業計画案作成事業）
事業番号	D-17-1	事業実施主体	陸前高田市
交付期間	平成 23 年度～平成 24 年度	総交付対象事業費	445,800（千円）

事業概要

地震及び津波に伴う広範かつ甚大な被害を受けた今泉地区の復興に対応するため、浸水を免れるように既成市街地の嵩上げを行うとともに新規高台開発を実施することにより、歴史文化を受け継ぐ街道の復元や景観に配慮した新しい街並み・住宅街を復興する。当該事業はそのための事業計画案を作成するものである。

平成 24 年度については、年度内の都市計画決定、事業認可に向けて、測量、調査設計、地質調査等を実施する。

■事業区域面積：122.3ha

なお、当該事業は「陸前高田市震災復興計画」P17、P25 に以下の通り記載されているところ。

「復興の重点計画の推進 第 3 今泉地区・歴史文化を受け継ぐまちの再生」

・新市街地の低地部が津波の浸水を免れるように高さを確保することを基本に、地盤のかさ上げや西側丘陵地の開発により、今泉の歴史文化が薫る新しい街並の形成を図ります。

「復興の重点計画の推進 第 11 地区コミュニティ別居住地域の再生」

・住民意向に対応した高台移転等を促進するとともに、低地部が津波の浸水を免れるように高さを確保することを基本に区画整理による住宅街、商業ゾーン等コンパクトな市街地の形成を図りながら、歴史文化が薫る新しいまちなみの再生を図ります。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

東日本大震災の被害との関係

今泉地区については、高さ 18m を超える高さの津波が到来し、地区の 99% を超える家屋が全壊あるいは大規模半壊したほか、地区の歴史を現在に伝える今泉街道沿いの建築物や大肝入屋敷などが流出するなど、地区全体が壊滅的な被害を受けた。

防潮堤・気仙川水門の整備とあわせ、既成市街地の嵩上げ並びに地区西側及び南側の丘陵地開発による安全性を確保した市街地の形成を予定しており、本事業は、当該地区の復興のために必要となる事業である。

関連する災害復旧事業の概要

該当なし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業
事業番号
事業名
直接交付先
基幹事業との関連性

(様式 1－3①)

陸前高田市復興交付金事業計画 復興交付金事業等（陸前高田市交付分）個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1－2①に記載した事業ごとに記載してください。

N.O.	13	事業名	都市再生区画整理事業（都市再生事業計画案作成事業）
事業番号	D-17-2	事業実施主体	陸前高田市
交付期間	平成 23 年度～平成 25 年度	総交付対象事業費	693,000（千円）

事業概要

地震及び津波に伴う広範かつ甚大な被害を受け高田地区の復興に対応するため、浸水を免れるように山側の既成市街地の嵩上げを行うとともに新規の高台造成を実施することにより、山側にシフトし幹線道路や避難路が確保された新しいコンパクトな市街地を構築する。当該事業はそのための事業計画案を作成するものである。

平成 24 年度については、年度内の都市計画決定、事業認可に向けて、測量、調査設計、地質調査等を実施する。

■事業区域面積：235.2ha

当該事業は「陸前高田市震災復興計画」P15、P18、P26 以下通り記載されているところ。

「復興の重点計画の推進 第 1 新市街地と産業地域、防災道路網の形成」

- ・幹線道路沿いに道の駅を中心とした商業ゾーン、山側に住宅街の形成を図るとともに、公共交通施設整備や公益施設、鉄道、バスターミナル等の再建を促進します。

「復興の重点計画の推進 第 4 氷上山麓地区・健康と教育の森ゾーンの形成」

- ・(仮称)保健福祉総合センター、県立高田病院、県立高田高等学校、(仮称)市民総合体育館整備を促進します。

「復興の重点計画の推進 第 11 地区コミュニティ別居住地域の再生」

- ・住民意向に対応した高台移転等を促進するとともに低地部が津波の浸水を免れるように高さを確保することを基本に、区画整理による住宅街の形成や公営住宅の整備を促進します。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

東日本大震災の被害との関係

高田地区は、地震及び津波の到来により地区の約 2／3 の家屋が全壊あるいは大規模半壊した他、市役所本庁舎や文化体育施設、県立高校や病院等の公益施設が壊滅的な被害を受けるとともに、JR 大船渡線竹駒駅から小友駅間が流出するなど、市の中枢機能が軒並み失われた。

高田地区の復興に向けては、住宅機能をはじめ、市の枢要な諸機能を回復することが必須であり、そのために山側の既成市街地の嵩上げ並びに高台開発を行い安全性の高いコンパクトな市街地を形成する本事業は、市全体並びに当該地区の復興のために非常に重要な事業である。

関連する災害復旧事業の概要

該当なし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
直接交付先	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3①)

陸前高田市復興交付金事業計画 復興交付金事業等（陸前高田市交付分）個票

平成24年3月時点

※本様式は1-2①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	14	事業名	下水道事業（新市街地污水管路等整備事業）
事業番号	D-21-1	事業実施主体	陸前高田市
交付期間	平成24~27年度	総交付対象事業費	9,470,000〔千円〕

事業概要

平成5年度から整備してきた公共下水道区域のほとんどが、津波・地震により被災した。市は今後災害に強い安全なまちづくりの推進に向けて、新たなまちづくりに対応した下水道污水管路等の整備を行う。被災した陸前高田浄化センターは災害復旧事業により整備を行うが、下水道管路等の整備については本交付金事業で実施する。

平成24年度は、高田町和野地区の污水管路の整備を進める。和野地区は被災を免れた地域であり、今後、高台移転区域や病院などの公共施設設置区域が配置されていることから、本市の復興を進めるに当たりきわめて重要な事業となる。

なお当該事業は、「陸前高田市災害復興計画」P39に以下の通り記載されているところ。

「目標別計画 第3市民の暮らしが安定したまちづくり 復興基本政策2 災害に強いライフラインの整備を図る」

- ・公共下水道や雨水ポンプ場、都市下水路を再編整備します。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

東日本大震災の被害との関係

市街地のほとんどが被災したことにより既存の污水管路を再使用できないなかで、土地の嵩上げや区画整理により既成市街地で新しいまちづくりを展開する予定である。このためまちづくりにあわせて新たに污水管路を整備する必要がある。

また、被災を免れた地域も、あらたな住宅地の造成や公共施設が配置されることから、復興のためには、污水管渠の整備が必要不可欠になる。

関連する災害復旧事業の概要

被災した陸前高田浄化センターは、災害復旧事業により、平成24年度並びに25年度で復旧工事を行い、平成26年4月から供用を再開する予定であり、今後整備されていく市街地の汚水処理が可能である。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
直接交付先	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3①)

陸前高田市復興交付金事業計画 復興交付金事業等（陸前高田市交付分）個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1－2①に記載した事業ごとに記載してください。

N.O.	15	事業名	防災集団移転促進事業（計画策定事業）
事業番号	D-23-1	事業実施主体	陸前高田市
交付期間	平成 23 年度～平成 24 年度	総交付対象事業費	340,000（千円）

事業概要

東日本大震災の津波により被災した、長部地区や広田地区などの漁港集落や竹駒地区などの気仙川上流側集落における復興を推進するため、住民意向や住民参加により浸水を受けない高台への集団による高台移転を促進し、安全な居住区域を確保し、住宅の整備を促進する。

地域において合意形成が整っている長部地区から順次整備する。

地区ごとの事業の概要（施行面積、移転対象戸数）は以下の通りである。

	下矢作地区	竹駒地区	今泉地区	高田地区
面積(ha)	3.3	5.1	9.9	3.4
個数(戸)	60	76	150	51
	長部地区	米崎地区	小友地区	広田地区
面積(ha)	17.0	19.8	14.0	29.5
個数(戸)	242	319	247	328

平成 24 年度は、長部地区の移転候補地における測量、調査設計、地質調査を実施する。

なお、当該事業は「陸前高田市復興計画」P25～P27 に以下の通り記載されているところ。

「復興の重点計画の推進 第 11 地区コミュニティ別居住地域の再生」

- ・住民意向に対応した高台移転や現位置での住宅再建を促進します。（下矢作、竹駒）
- ・住民意向に対応した高台移転等を促進する（今泉、高田）
- ・住民意向に対応した高台移転等を促進するとともに、漁家の生産活動等に配慮しながら、集落の再生を図る（長部、米崎、小友、広田）

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

東日本大震災の被害との関係

各地区とも津波により多くの集落が壊滅的な被害を受けているが、海岸部の地区では被災者の多くが漁業に携わっていることもあり、他地区への移転ではなく、居住地の近隣の高台への移転を行うことにより、被災前の生活を取り戻すことが重要である。当該事業は、これら被災した集落の再生と復興を促進していくために必要となる事業である。

関連する災害復旧事業の概要

該当なし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
直接交付先	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3①)

陸前高田市復興交付金事業計画 復興交付金事業等（陸前高田市交付分）個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1－2①に記載した事業ごとに記載してください。

N.O.	16	事業名	浄化槽設置整備復興事業
事業番号	E-1-1		事業実施主体 陸前高田市
交付期間	平成 24 年度～平成 27 年度		総交付対象事業費 316,800 [千円]
事業概要			
<p>自然環境を守り、且つ快適な生活を進めるためには、各世帯の水洗化が重要であり、被災した世帯があらたに高台などに移転する場合も同様である。</p> <p>このため、被災者の住宅再建にあたり、公共下水道により水洗化を図る高田地区及び今泉地区を除くその他の地域を対象に、各戸での浄化槽の導入を支援する。</p> <p>被災状況から勘案し、高台移転が想定される 900 戸分の補助を想定しているが、平成 24 年度はこのうち 100 戸分を計上する。</p>			
【陸前高田市復興計画における位置づけ】 P45 「4 浄化槽の普及促進」 ・集合処理区域以外の全域に浄化槽を普及します。			
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください			
東日本大震災の被害との関係			
<p>震災では、市内各町の住宅密集地が被災し、現在仮設住宅に入居している。これらの世帯が今後高台などに移転し住宅を建設する際に、水洗化を進めるために浄化槽設置を進める必要がある。</p> <p>公共下水道区域である高田地区及び今泉地区以外の地域の被災住宅（公営住宅入居予定世帯を除く）約 900 世帯を対象に、浄化槽設置を推進する事業である。</p>			
関連する災害復旧事業の概要			
(なし)			
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。			
関連する基幹事業			
事業番号			
事業名			
直接交付先			
基幹事業との関連性			